

高齢者福祉



給食サービス

給食サービスは、相模原市及び藤野町でそれぞれ実施していますが、個人負担や実施方法などが異なるため、新市においてその調整を行い、速やかに相模原市の制度に統合します。

区分	相模原市	藤野町	新市
回数	週4回	週2回	週4回
個人負担(1食)	400円	300円	400円

生きがい対策

高齢者大学については、相模原市のみで実施されていますが、相模原市の制度を適用し、藤野町にお住まいの方も相模原市民と同じように受講できるようになります。高齢者スポーツ大会は、現行のとおりとします。

区分	相模原市	藤野町	新市
高齢者大学	4学部35学科(定員1,110人)各学科年間24回前後開催	無	相模原市の制度を適用します。
高齢者スポーツ大会	無	年1回(社会福祉協議会へ委託)	現行どおり

敬老事業

敬老会については、速やかに新市において検討します。敬老祝金事業については、相模原市の制度に統合しますが、事業のあり方を検討します。

区分	相模原市	藤野町	新市
敬老会	有	無	合併後速やかに新市において検討します。
敬老祝金	【祝い金】 77歳 5,000円 80歳 7,000円 88歳 10,000円 90歳 10,000円 95歳 20,000円 99歳 30,000円 100歳以上 50,000円	【祝い金】 80歳～89歳 5,000円 90歳～99歳 7,000円 100歳以上 10,000円	【祝い金】 77歳 5,000円 80歳 7,000円 88歳 10,000円 90歳 10,000円 95歳 20,000円 99歳 30,000円 100歳以上 50,000円

寝具消毒乾燥事業

寝具消毒乾燥事業については、相模原市のみで実施されていますが、相模原市の制度を適用し、藤野町にお住まいの方も対象となります。

区分	相模原市	藤野町	新市
対象	65歳以上のねたきり高齢者、ひとり暮らし高齢者等	無	65歳以上のねたきり高齢者、ひとり暮らし高齢者等
実施回数	消毒乾燥年3回、丸洗い消毒乾燥年3回	無	消毒乾燥年3回、丸洗い消毒乾燥年3回

清掃事業



藤野町は、城山町、津久井町及び相模湖町とともに、特別地方公共団体である津久井郡広域行政組合を設立し、ごみやし尿の処理をしておりますが、組合は、相模原市、津久井町及び相模湖町の合併により、平成18年3月19日をもって解散することとなっております。組合解散後は、藤野町に引き継がれる一部の業務を除き相模原市が業務の委託を受け、住民サービスに支障をきたさないように対応していきます。

生活系ごみの収集

ごみ処理は、住民の日々の生活に密着した行政サービスであることから、組合解散時には、藤野町に係る収集回数等は、原則として現行のとおりとします。なお、合併後速やかに、新市における収集・処理体制の構築を図ります。

(主な生活系ごみ)

区分	相模原市	津久井郡広域行政組合	新市
可燃ごみ	呼称	一般ごみ	可燃ごみ
	収集品目	生ごみ類・プラスチック類・陶器類等	生ごみ類・プラスチック類等
	収集頻度	3回/週	2回/週
不燃ごみ	呼称	一般ごみ・資源に区分	不燃ごみ
	収集品目	一般ごみ・資源に区分	金属類、陶器類、ガラス類、ペットボトル、びん類(3色)
	収集頻度	1回/週	1回/週
資源	呼称	資源	資源ごみ
	収集品目	びん類、かん・金物類、紙類、布類、蛍光灯・水銀体温計	紙類(新聞・雑誌・段ボール・紙パック)、布類
	収集頻度	1回/週	1回/月(指定日2区分)
	排出容器	品目別に透明または半透明袋で排出	品目別に束ねて排出

障害福祉

重度心身障害者等福祉手当

重度心身障害者等福祉手当については、相模原市のみで支給されていますが、相模原市の制度を適用し、藤野町にお住まいの方も支給されます。

区分	相模原市	藤野町	新市
重度心身障害者等福祉手当(月額)	(重度) 5,000円 (中度) 3,000円	無	(重度) 5,000円 (中度) 3,000円

在宅の障害者を対象に、障害の程度が次の表に該当する方に支給されます。ただし、障害児福祉手当、特別障害者手当などが支給される方及び施設に入所している方には支給されません。

〔対象者〕

- (重度)
 - 身体障害者手帳が1級・2級の方
 - 知能指数が35以下の方
 - 身体障害者手帳が3級でかつ知能指数50以下の方

- (中度)
 - 身体障害者手帳が3級の方
 - 知能指数が40以下の方
 - 身体障害者手帳が4級でかつ知能指数50以下の方

重度障害者医療費助成

身体障害者及び知的障害者への助成については、相模原市と藤野町で違いはありません。精神障害者への助成については、相模原市のみで行われていますが、相模原市の制度を適用し、藤野町にお住まいの方も助成の対象となります。

区分	相模原市	藤野町	新市
身体障害者知的障害者	身体障害者手帳1級・2級の方 知能指数35以下の方 身体障害者手帳3級かつ知能指数50以下の方	無	現行どおり
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳1級・2級の方	無	精神障害者保健福祉手帳1級・2級の方

福祉タクシー・自動車燃料費助成

在宅重度障害者等の生活の利便を図るため、日常の移動手段に応じ、福祉タクシー利用券又は自動車燃料給油券のいずれかを対象者に支給します。

相模原市のみで実施されていますが、相模原市の制度を適用し、藤野町にお住まいの方も対象となります。

区分	相模原市	藤野町	新市
タクシー券(年額)	36,000円	無	36,000円
自動車燃料券(年額)	自己運転 24,000円 家族運転 12,000円	無	自己運転 24,000円 家族運転 12,000円
対象者	身体障害者手帳1級・2級の方 療育手帳A1・A2の方 知能指数35以下の方 特定疾患に罹患している方 小児特定疾患に罹患している方 精神障害者保健福祉手帳1級・2級の方	無	身体障害者手帳1級・2級の方 療育手帳A1・A2の方 知能指数35以下の方 特定疾患に罹患している方 小児特定疾患に罹患している方 精神障害者保健福祉手帳1級・2級の方

消防・防災

消防本部及び消防署

藤野町の消防業務は、津久井郡広域行政組合消防本部(以下「津久井郡消防」という。)が実施しておりますが、組合は、相模原市、津久井町及び相模湖町の合併により、平成18年3月19日をもって解散することとなっております。組合解散後は、相模原市が業務の委託を受け、住民サービスに支障をきたさないように対応していきます。

津久井郡消防の本部機能は、組合解散時に相模原市の本部機能に統合しますが、津久井地域の署、分署等とそこに配置されている各部隊は現状のとおりとします。なお、津久井郡消防では、現状の消防力について再編計画を検討しています。統合後も、より効率的な部隊運用、部隊活動が実施できるよう署所の配置等について検討を行い、新たな消防力整備計画を早期に策定します。

119番通報の受信については、現行のとおり津久井郡消防と相模原市消防の2箇所の庁舎で行いますが、早期に新指令システムを整備し一元化を図ります。

区分	相模原市	津久井郡広域行政組合消防本部	新市
消防本部	1	1	1
消防署等	3署 12分署	1署 2分署 2出張所 1派出所 藤野町の配置状況	現行どおり (本部機能統合後、署所の配置等について検討します。)

消防団

藤野町の消防団は、原則として合併時に相模原市の消防団に統合しますが、消防団詰所・車庫及び消防団車両については、現行のとおりとします。なお、新市の消防団組織及び活動基準については、津久井地域における消防団活動の現状を考慮しつつ検討します。

区分	相模原市	藤野町
組織	1団 9分団 56部	1団 7分団 15部
定員	762名	247名
詰所・車庫	56箇所	16箇所(車庫1箇所含む)
団車両	56台	16台

防災事業

防災事業については、災害時の対応に支障をきたさぬよう相模原市の制度に統合します。また、合併後3年を目標に事業の根幹となる地域防災計画を策定します。

防災行政用無線については、地域性を考慮しつつ放送内容、災害発生時における機能の検討及び電波の伝播調査を行い、デジタル方式により新市において5年を目標に整備します。